

総務財政委員会	
令和2年8月14日	
区民部	資料3番
所管	納税課

大田区納付案内センター業務の委託事業者の選定について

1 目的

特別区民税・都民税及び軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料（以下「税及び保険料等」という。）の早期収納促進を図るため、平成20年度より大田区納付案内センターを設置し、電話及び訪問による催告業務及びこれに付随する業務を委託し、収納率の向上を図っている。

今年度末で平成30年度から委託している事業者の委託期間が3年となるため、令和3年度以降の委託候補者となる事業者を新たに選定する。

2 委託業務の範囲

- (1) 税及び保険料等に係る電話催告業務
- (2) 税及び保険料等に係る訪問催告業務
- (3) 電話・訪問催告業務に関連する調査業務（納付確認、居住確認等）

3 選定方法

公募型プロポーザル方式

事業者から提案された提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングの結果を総合的に判断し、受託事業者を決定する。

4 審査項目

業務実績、配置予定の業務従事者の経歴・経験・人員配置計画、指導研修体制、危機管理体制、個人情報保護、業務改善提案等

5 委託開始時期

令和3年4月1日

6 今後のスケジュール

- | | |
|------------|-------|
| (1) 募集要項公表 | 8月中旬 |
| (2) 応募受付 | 9月下旬 |
| (3) 第1次審査 | 10月中旬 |
| (4) 第2次審査 | 10月下旬 |